登園許可書

(学校伝染病に係わる登園に関する意見書)

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第 20 条に基づき療養を指示していましたが、伝染の恐れがきわめて少なくなったので、＿＿年＿＿月＿＿日以降の登園が可能であると判断しました。

なお、学校伝染病で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また､この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合､意見書代が必要となる場合があります。

認定こども園 和泉チャイルド幼稚園

クラス 年齢	組 歳	氏 名	

1. 麻しん（はしか）
2. 風しん
3. 水痘（水疱瘡）
4. 流行性耳下腺炎（おたふく）
5. 百日咳
6. 咽頭結膜熱（プール熱）
7. 結核
8. インフルエンザ
9. 腸管出血性大腸菌感染症
10. 流行性角結膜炎
11. 急性出血性結膜炎
12. A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A 群溶連菌感染症）
13. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）
14. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症）
15. その他の伝染病（マイコプラズマ、肺炎球菌肺炎
ＲＳウイルス、インフルエンザ疑いなど）
（病名　　）

○その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に関わらず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

年　　月　　日

医療機関：

診察医師：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療機関へのお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときには、この意見書を提出するよう指導していますので、よろしくお願いします。

(なお、この意見書代につきましては、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)